交通安全情報

平成27年
臨時号

緊急事態 なくそう！高齢者の交通事故！

※高齢者とは、統計上65歳以上をいいます。

都内では交通事故が急増し、事故の犠牲により、**31**人（昨年比＋１４）の方が亡くなられました。（平成２７年２月２８日現在）

そのうち高齢者の方は１２人で、特に自転車乗用中に亡くなられた方が激増しています。事故の当事者にならないために、一人一人が交通ルールやマナーをしっかり守りましょう。

交通事故の当事者にならないために…
高齢者の皆さんへ 交通事故防止ワンポイント・アドバイス

※事故類型の一般的なアドバイスを記載したものです。

歩いて外出するとき、自転車に乗るときは…

～横断歩道その付近でも安全確認の徹底を！～

右左折してくるドライバーは渡ってくる歩行者、自転車の皆さんに、気付いていないかもしれません。横断歩道を横断する際は、右左（みぎひだり）の安全を確認しましょう。また自転車は、できる限り降車して渡りましょう。

～慣れた道こそ要注意！～

交通環境は毎日変化しています。買物等で通り慣れた道では、「いつも通っているから大丈夫」など、安全確認がおろそかになりがちです。また通り慣れた道だからといって油断せず、「止まれ」の標識があるところでは一旦止まって、必ず安全確認を徹底しましょう！

～反射材を活用しましょう！～

早朝・夕方夜間、雨・雪などの悪天候時の外出は特に危険です。普段から、明るい色の服装と反射材用品を身につけましょう。

車を運転するときは…

家族から「運転が危なくて心配」「早くブレーキを踏んで！」などと言われたことはありませんか？いつまでも運転を続けたい気持ちはありますが、個人差はあっても、加齢に伴い、身体機能は低下します。この影響により、標識や信号を見落としたり、危険に対し反応が遅れることがあります。

スピードは極力控えめにして、周囲に細心の注意を払いましょう。

高齢者ドライバーの方へ 運転免許の自主返納をお考えください！

運転免許を返納（運転免許証の有効期限内）した方は、「運転経歴証明書」を申請できます。

これは運転免許を自主返納した日から５年以内であれば取得でき、運転免許証と同様に銀行口座を開設する際など、身分証明書として使えます。※本人の申請に限ります。

※運転経歴証明書を提示すると、飲食店などで割引き等の特典があります。詳しくは警視庁のホームページをご覧ください。

家庭回覧用										